

若者・悪質商法110番 を実施します！

～関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン～

【日時】

令和7年1月27日(月)・28日(火)

相談受付 9:00～18:00

電話・FAX・来所相談（要予約）



困ったな！どうしよう？と思ったら相談を

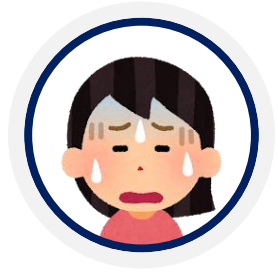
横浜市消費生活総合センター

電話：045-845-6666

FAX：045-845-7720

よく相談いただくケース

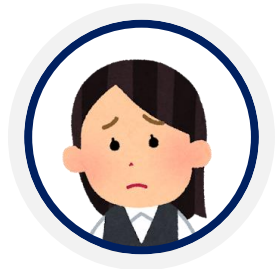
「チケットを譲ります」というSNSの投稿を見つけてメッセージを送り譲ってもらうことに。電子マネーでチケット代金を送金したら相手と**連絡がとれなくなりました**。



インフルエンサーに憧れてネットで見つけた芸能事務所のオーディションを受験した。合格したら、**登録料や高額なレッスン料**を求められた。



インターネット通販で、1回だけのお試しのつもりで美容液を注文したら**定期コース**だった。解約のために事業者に電話をかけているがつかまらない。



SNSの広告を見て**副業サイト**に登録した。事業者から「動画を見るだけで**簡単に稼げる**」と言われたので副業サポート契約をし、借金して契約料を支払ったのに全く稼げない。解約したい。

